

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例 (国税7)(法人税:義)	
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長	
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間)	
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p>																							
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211		
		区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																	
		組合数	13	12	9	15	13	16																	
組合員数	192	182	105	167	159	211																			
<p>② 減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,553</td> <td>1,695</td> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>302</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	1,553	1,695	3,651	1,961	302	532													
FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																				
1,553	1,695	3,651	1,961	302	532																				
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度)</p> <p>技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度)</p> <p>1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21~24年度)</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)																					
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																					
組合数	36	52	55	57																					
1組合当たり事業費	877	800	556	618																					
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																					

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25～34年度）</p> <p>○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約1.12倍となる。 ※経済産業省アンケート調査（H24年度）における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成25年度の単年度の減税（648百万円）により、10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同じの方法により試算。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。</p> <p>なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。</p> <p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上（法人税法第46条）で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、「構成員の拠出金（資本金）が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—